

令和5年 第7回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和5年7月10日（月）午前9時33分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第1会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（11名）	1番 佐々木純子 2番 加藤朋光 3番 佐々木鋼記 4番 須田貴志 5番 齋藤一成 6番 巴 朋之 7番 須藤孝子 8番 須田 久 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 伊藤盛雄)
5. 欠席した委員（1名）	9番 佐藤久美子
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	1番 佐々木純子 2番 加藤朋光
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主査 齊藤雄介
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第11号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【3件】
議案第26号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【2件】
議案第27号	農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について ・・・【1件】

旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
・・・【39件】

◆事務局長

ただ今より、令和5年第7回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時33分)

◇会長

おはようございます。

早いもので、令和5年も半年が過ぎました。梅雨の時期に入りまして、九州地方では線状降水帯によって災害が発生しているということで、お見舞い申し上げたいと思います。今後、梅雨前線が北上して梅雨明けも近いと思われませんが、梅雨明け間際には、こちらでも大雨が降るという例が過去にもありましたので十分に警戒していかなければならない、と感じています。

本日も、よろしくお願ひ申し上げます。

◆事務局長

ありがとうございました。

これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願ひします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。9番 佐藤久美子委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

1番 佐々木純子委員 2番 加藤朋光委員 の兩名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

議案第26号-2は、報告第11号-1に係る農地であります。譲受人は、神奈川県からの移住者で、就農のため、昨年より須田貴志委員の仲介のもと、農地を探していたところです。また、将来的には、いちじくと水稲の経営ということで、昨年12月には認定農業者として認定されております。

申請地は以前からいちじくが植えられていること、譲渡人からすれば、県外在住であり、所有農地が申請地のみであることなどから、売買総額■■■■円に合意したものであります。

それぞれの受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。農地法第3条第2項の許可要件の全てを満たしているものと考えます。

◇議長

議案第26号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第26号-1について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第26号-2について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第27号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は6ページからとなります。

議案第27号は、先月の総会で、農業振興地域整備計画内の農用地利用計画の変更（除外）について審議いただいた農地の転用許可申請となります。12ページから15ページにかけて位置図、土地利用計画図、現況写真を掲載しておりますが、場所は、桂坂から仁賀保高原を經由して釜ヶ台方面に延びる、県

道長岡冬師城内線のスノーシェルター付近の採草地の一部、約1,100㎡です。

現在、仁賀保高原で風力発電機の建て替え工事が行われておりますが、新設風車の発電量が増加することから、発電量の監視や制御設備と共に、物資の搬入スペースも備えた変電建屋を建設しようとするものです。

転用許可の要件である農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断され、農地転用は原則不許可となりますが、土地収用法第3条第17号に規定する、電気事業法による電気工作物に該当し、公益性が高い事業の用に供すると認められることから、不許可の例外に該当する施設と考えます。現地につきましては、由利地域振興局職員及び遠藤職務代理に確認していただいております。

◇議長

議案第27号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第27号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書16ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて39件でありまして、うち賃借権の新規が5件、再設定が28件、使用貸借権の新規が2件、再設定が4件で、利用権設定の総面積は261,735㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

始めに、議案第28号-1から18までを説明いたします。議案第28号-1から7までは、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第28号-8と9は受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。先ほどの議案第26号にもありましたが、受人は移住就農者で、いちじく用として利用権を設定するものです。

議案第28号-10は賃借権の新設であります。受人はネギ栽培を主としておりまして、周辺のは場でもネギを作付けしております。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第28号-11は、報告第11号-3に係る農地であります。当該地は、多面的機能支払交付金の対象農地となっているため、今年度は作付けしませんが管理をするということで、使用貸借権の設定となっております。なお、受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第28号-12から14は、賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第28号-15から18は、使用貸借権の再設定であります。それぞれの受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第28号-1から18までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第28号-1から18について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第28号-19から30は、6番 巴朋之委員 に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びに

かほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈6番 巴朋之委員退席〉

(午前9時49分)

◇議長

議案第28号-19から30について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書25ページ、下段から33ページ上段までとなります。
議案第28号-19から30は受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。賃借料及び権利の設定期間は、全て同一となっております。

◇議長

議案第28号-19から30までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第28号-19から30について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

6番 巴朋之委員の入室を許可します。

〈6番 巴朋之委員着席〉

(午前9時51分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書33ページからとなります。
議案第28号-31から37は受人が同一で、解除条件付きの利用権の設定であります。第28号-31が賃借権の新設、32から36は賃借権の再設定、37は使用賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第28号-38と39は、渡人・受人とも同一ですが、38は使用貸借権の新設で、39は農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。38については、相続登記がされていなかったため、通常の利用権設定となったものであります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第28号-31から39までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇3番

佐々木委員

■■■■■さんは、どのような会社なのでしょうか。

◆事務局長

秋田県内全域を対象とした農地所有適格法人であります。

認定農業者として県の広域認定を受けていて、現在、県内2町で農地を借りています。その農業経営改善計画では、にかほ市で耕作するという計画ではなかったため、昨年、その計画を変更し、承認されたことから、今回の利用集積計画が提出されたものです。

にかほ市では、遊休農地を活用してさつま芋を栽培する計画です。

◇3番

佐々木委員

農産物の加工も行うのですか。

◆事務局長

いずれは、そちらの方も手掛けていきたいと考えているようです。

◇議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第28号-31から39について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前9時55分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和5年7月10日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 1 番 印

委 員 2 番 印
